

令和8年度
能代市建設工事入札参加資格審査（中間年審査）申請要領

能代市が発注する建設工事の受注を希望する市内建設業者は、次により申請書類を提出してください。

なお、今回は中間年審査のため、令和7・8年度の定期審査を受けていない業者、及び第2希望工種並びに解体工事を追加で申請する業者が対象となります。

◎中間年審査を新規に申し込まれる前に

- ・新規に資格審査を申請される業者は、認定申請の手続きが必要ですので、「市内建設業者の認定基準の制定について」をご覧ください。

○ 市内に主たる営業所（本社）を有する建設業者

- ・建設業許可（取得後2年以上）があり、その工種について経営事項審査を受けていれば、秋田県への入札参加資格申請の有無にかかわらず申請することができます。
- ・申請できる工種は、2工種以内及び解体工事となります。
- ・解体工事の申請については、1業者2工種の枠外となります。

○ 市内に従たる営業所（契約の締結等を受任している営業所）を有する建設業者

- ・当該営業所に建設業許可（取得後2年以上）があり、秋田県への入札参加資格申請を行っている場合に限り申請することができます。
- ・市内に主たる営業所を移した後、2年に満たない営業所は、従たる営業所としての参加資格となります。
- ・申請できる工種は、1工種及び解体工事となります。
※予定価格5千万円以上の工事に参加可能となります。
※解体工事の申請については、1業者1工種の枠外となります。

○ 市外建設業者（市内に営業所を有しない建設業者）

- ・定期的な資格申請の受付は行っていません。
対象となる工事（条件付一般競争入札）ごとに申請していただき、審査を行います。

1. 受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
2. 提出方法 申請書類（1部）を持参して下さい。（ファイルへの縫込は不要です。）
3. 提出先（問い合わせ先は契約検査課）
能代市総務部契約検査課（能代市役所 第1庁舎 1階）
所在地 〒016-8501 能代市上町1-3
電話 0185-89-2222
FAX 0185-54-6460
二ツ井地域局総務企画課
所在地 〒018-3192 能代市二ツ井町字上台1-1
電話 0185-73-2112
FAX 0185-73-5224
4. 審査基準日 令和8年2月2日
・新規に資格審査を申請する業者は「市内建設業者の認定基準の制定について」をご覧ください。
5. 有効期間 この申請の審査結果の名簿登載日（令和8年6月初旬の予定）から
令和9年3月31日以降の新たな名簿登載日の前日までとします。
6. 申請できない者 次の項目のいずれかに該当する場合は、申請できません。
(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号の規定に該当する者。
(2) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者。
(3) 市税等を滞納している者。
(4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められる者及びこれと同等と認められる者。
7. 提出書類 市内に主たる営業所を有する業者は、申請要領の3・4ページをご覧ください。
市内に従たる営業所を有する業者は、申請要領の5・6ページをご覧ください。
※上記書類のほか、審査の必要に応じて追加提出をお願いする場合があります。
8. 注意事項
(1) 能代市小規模修繕等契約希望者名簿と重複して登録を受けることはできません。
(2) 申請書に添付する証明書類は、申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限ります。
(3) 建設業者等級格付名簿は、ホームページにて公表します。
9. その他
営業所等の現地確認をさせていただく場合があります。

【能代市内に主たる営業所を有する業者】

○申請書類

- ・様式1 建設工事入札参加資格審査申請書
- ・様式2 受注を希望する建設工事の種類調書
- ・様式3 市内営業所職員名簿
- ・様式4 使用印鑑届
- ・様式5 能代市内に有する営業所に関する調書（1）

○添付書類

- (1) 秋田県へ申請した建設工事入札参加資格審査申請書の写し
(令和8年度適用分について秋田県へ申請した場合)
 - (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（最新のもの）
 - (3) 上記経営事項審査申請に係る提出書類の写し
　　経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書
　　工事経歴書（2年分）
　　技術職員名簿
 - (4) 建設業許可通知書の写し
 - (5) 建設業許可申請に係る以下の書類の写し
　　役員、営業所の一覧表及び営業所技術者等一覧表（別紙1・別紙2・別紙4）
　　使用人数（様式第4号）
　　営業所技術者等証明書（様式第8号）
　　建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）
 - (6) 営業所の外部写真（全景、看板及び出入り口）
 - (7) 建設業法第40条の規定により当該営業所に掲げている標識の写真
 - (8) ISO認証登録証の写し
 - (9) あて先を明記した返信用封筒
　　資格審査結果を郵送で通知するので、長形3号の封筒に住所及び商号又は名称を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒を添付すること。
 - (10) 能代市が発行する入札参加用納税証明書（写し可）
　　法人市民税（個人の場合は住民税）、固定資産税等すべての市税に滞納がない旨の証明書
 - ・能代市税務課（新庁舎1階）又は
 - ・二ツ井地域局総務企画課（二ツ井町庁舎1階）で発行されたものに限る。
 - ・申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。
- ※所得税を源泉徴収している事業所は、従業員の個人住民税の特別徴収義務者として地方税法及び能代市市税条例を遵守していることが申請の要件となります。

(11) 税務署が発行する納税証明書（写し可）

法人税（個人の場合は所得税）及び消費税・地方消費税に滞納がない旨の証明書

- ・法人（書式その3の3）
- ・個人（書式その3の2）
- ・申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。

※納税証明書の申請・受取がインターネット（e-Tax）でできるようになりました。

確定申告による税務署窓口の混雑回避及び感染症予防対策として、可能な限りオンライン請求をご利用されますようお願いします。

・国税庁関連ページhttps://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

(12) 淨化槽設置工事（工種：給排水）を希望する業者

秋田県特例浄化槽工事業者届出書又は特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書
(県の受付印があるもの) の写し

自社で雇用している浄化槽設備士の資格者証の写し

○その他

令和8年度中間年審査より、水道施設工事の資格審査を申請される業者は、申請時に下記の書類が必要となります。

- ・能代市水道事業発注の「水道施設及び給水装置の保全に関する業務委託」の契約を締結している事業者については契約書の写し。ただし、1年以上継続して締結していることがわかるもの
- ・市と個別契約していない業者は所属団体からの「水道施設及び給水装置の保全に関する業務委託」へ従事している旨の証明書

※書類の提出がない場合は、秋田県の水道施設工事格付の等級に関わらず、市の水道施設工事格付等級はD級となります

【能代市内に従たる営業所を有する業者】

○申請書類

- ・様式1 建設工事入札参加資格審査申請書
- ・様式2 受注を希望する建設工事の種類調書
- ・様式3 市内営業所職員名簿
- ・様式4 使用印鑑届
- ・様式5 能代市内に有する営業所に関する調書（1）
- ・参考様式 契約締結等に関する委任状

（委任者と受任者の双方について記名押印が必要）

○添付書類

- (1) 秋田県へ申請した建設工事入札参加資格審査申請書の写し
(令和8年度適用分)
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（最新のもの）
- (3) 上記経営事項審査申請に係る提出書類の写し
　　経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書
　　工事経歴書（2年分）
　　技術職員名簿
- (4) 建設業許可通知書の写し
- (5) 建設業許可申請に係る以下の書類の写し
　　建設業許可申請書（様式第1号）
　　役員、営業所の一覧表及び営業所技術者等一覧表（別紙1・別紙2・別紙4）
　　使用人数（様式第4号）
　　営業所技術者等証明書（様式第8号）
　　建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）
- (6) 営業所の外部写真（全景、看板及び出入り口）
- (7) 建設業法第40条の規定により当該営業所に掲げている標識の写真
- (8) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）
- (9) ISO認証登録証の写し（登録有りの場合）
- (10) あて先を明記した返信用封筒

資格審査結果を郵送で通知するので、長形3号の封筒に住所及び商号又は名称を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒を添付すること。

(11) 能代市が発行する入札参加用納税証明書（写し可）

法人市民税（個人の場合は住民税）、固定資産税等すべての市税に滞納がない旨の証明書

- ・能代市税務課（新庁舎1階）又は
- ・二ツ井地域局総務企画課（二ツ井町庁舎1階）で発行されたものに限る。
- ・申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。

※所得税を源泉徴収している事業所は、従業員の個人住民税の特別徴収義務者として地方税法及び能代市市税条例を遵守していることが申請の要件となります。

(12) 本社所在地の市町村が発行する納税証明書（写し可）

法人市町村民税（個人の場合は住民税）、固定資産税等すべての市町村税に滞納がない旨の証明書、又は法人市町村民税（個人の場合は住民税）、固定資産税の納税証明書

- ・申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。

(13) 税務署が発行する納税証明書（写し可）

法人税（個人の場合は所得税）及び消費税・地方消費税に滞納がない旨の証明書

- ・法人（書式その3の3）
- ・個人（書式その3の2）
- ・申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。

※納税証明書の申請・受取がインターネット（e-Tax）でできるようになりました。

確定申告による税務署窓口の混雑回避及び感染症予防対策として、可能な限りオンライン請求をご利用されますようお願いします。

・国税庁関連ページhttps://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

○その他

令和8年度中間年審査より、水道施設工事の資格審査を申請される業者は、申請時に下記の書類が必要となります。

- ・能代市水道事業発注の「水道施設及び給水装置の保全に関する業務委託」の契約を締結している事業者については契約書の写し。ただし、1年以上継続して締結していることがわかるもの
- ・市と個別契約していない業者は所属団体からの「水道施設及び給水装置の保全に関する業務委託」へ従事している旨の証明書

※書類の提出がない場合は、秋田県の水道施設工事格付の等級に関わらず、市の水道施設工事格付等級はD級となります。